

## 『小値賀町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書に基づく具体的な取組（案）』

### 1. 包括連携協定の概要

#### （目的）

第1条 この協定は、小値賀町と長崎短期大学が相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入れ・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

### 2. 令和6年度包括連携に関する協定書に基づく具体的な取組について

**(1) 保育士確保対策の取組として、小値賀町との連携により、選択科目「保育学特別演習」を実施します。**

☞保育学科1年生を対象（選択科目）に、小値賀町での保育を中心とした課題について、実際に小値賀町でのフィールドワークを含めた体験型の学びを行います。

**(2) 教育活動・生涯学習の支援として、吹奏楽に取り組む児童・生徒・町民の皆様を本学中村明夫准教が音楽活動を支援します。**

☞中村明夫准教授が、小値賀町からの要請に基づき吹奏楽部の生徒や社会人の皆様に直接指導を致します。また、長崎短期大学吹奏楽研究室への参加も積極的に受け入れ、学校教育や生涯学習など様々な場面で音楽活動を支援します。

**(3) 小値賀町の求めに応じ、審議会委員など学識者の派遣など積極的に町政への協力を行います。**

☞本学の専門知識を有する教員を審議会委員など町政運営に協力し貢献します。

### 3. 次年度以降の取組について

今年度は、小値賀町における喫緊の課題である保育士確保対策に係る連携した取組を試行的に実施し、事業実施に伴う課題の抽出を行うと共に、次年度以降の持続的かつ発展的な活動の展開につなげて参ります。